等」に、「当該合併、分割、現物出資又は現物分配」を「当該合併等」に、「に係る試験研究費の額」を「の試験研究費の額」に、「前日（当該現物分配が」を「前日（」に改め、同項第二号中「基準日から適用年度」を「合併等で基準日から適用年度」に、「合併等（合併、分割、現物出資又は現物分配をいい、現物分配が」を「もの（」に、「である場合には」を「に該当する現物分配にあつては、」に改め、「とする。以下この号において同じ。」を削り、「調整対象年度に係る」を「調整対象年度の」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項第二号中「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を削り、同条第二項中「第六十八条の九第八項第一号」を「第六十八条の九第八項第一号イ(2)」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4　法第六十八条の九第八項第一号イ(2)に規定する政令で定めるものは、同号イ(2)に規定する費用で次に掲げるものとする。

一　その試験研究を行うために要する原材料費、人件費（前項第二号の分析を行うために必要な専門的知識をもつて当該試験研究の業務に専ら従事する者として財務省令で定める者に係るものに限る。以下この号において同じ。）及び経費（外注費にあつては、これらの原材料費及び人件費に相当する部分並びに当該試験研究を行うために要する経費に相当する部分（外注費に相当する部分を除く。）に限る。）

二　他の者に委託をして試験研究を行う当該連結親法人又はその連結子法人の当該試験研究のために当該委託を受けた者に対して支払う費用（前号に規定する原材料費、人件費及び経費に相当する部分に限る。）

第三十九条の三十九第一項の次に次の一項を加える。

2　法第六十八条の九第八項第一号イ(1)に規定する政令で定めるものは、同号イ(1)に規定する費用で次に掲げるものとする。

一　その試験研究を行うために要する原材料費、人件費（専門的知識をもつて当該試験研究の業務に専ら従事する者に係るものに限る。）及び経費

二　他の者（当該連結親法人又はその連結子法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。第四項第二号において同じ。）に委託をして試験研究を行う当該連結親法人又はその連結子法人の当該試験研究のために当該委託を受けた者に対して支払う費用

三　第二十七条の四第二項第三号に掲げる費用

第三十九条の四十を次のように改める。

第三十九条の四十　削除

第三十九条の四十一第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同項の次に次の一項を加える。

2　法第六十八条の十一第一項に規定する政令で定める契約は、第二十七条の六第四項各号に掲げる契約とする。

第三十九条の四十一第三項中「農業協同組合等」の下に「及び商店街振興組合」を加え、同条第五項各号中「第六十八条の十五の四第二項及び」を削る。

第三十九条の四十五の四を削る。

第三十九条の四十六第九項を同条第十項とし、同条第六項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、同条第五項各号中「並びに第六十八条の十五の四第二項及び第三項」を削り、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第二十七条の十二の三第二項に規定する中小企業等協同組合等」を「商店街振興組合」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項第一号中「及び第六十八条の十五の四第二項」を削り、同号イ中「第六項第一号」を「第七項第一号」に、「この条」を「第七項まで」に、「第五項第一号」を「第六項第一号」に改め、同項第二号中「及び第六十八条の十五の四第二項」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「第二十七条の六第二項」を「第二十七条の六第一項」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第六十八条の十五の五第一項に規定する政令で定めるものは、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第　号）附則第九条第二項に規定する中小企業者等で同項の規定により中小企業等経営強化法第二条第六項に規定する特定事業者等とみなされるものとする。

第三十九条の四十六の二の見出し中「引上げ及び設備投資を行つた場合等」を「支給額が増加した場合」に改め、同条第一項中「同条第三項第三号」を「同条第三項第三号イ」に、「雇用者給与等支給額から同項第四号に規定する比較雇用者給与等支給額を控除した金額」を「控除対象新規雇用者給与等支給額」に、「当該控除した」を「その超える部分の金額を控除した」に改め、同項第一号イ中「と同号ロ(1)に掲げる数とを合計した数」を削り、同号ロ中「の合計」を「のうち同号ロ(2)に規定する移転型新規雇用者総数に達するまでの数の合計」に、「次に掲げる数を合計した数」を「同号イ(2)に掲げる数」に改め、同号ロ(1)及び(2)を削り、同項第二号イ中「及び同号ロ(1)に規定する個別非新規基準雇用者数を合計した数」を削り、同号ロ中「数から」を「数のうち同号ロ(2)に規定する移転型新規雇用者総数に達するまでの数から」に、「次に掲げる数を合計した数」を「同号イ(2)に規定する個別移転型特定新規雇用者数」に改め、同号ロ(1)及び(2)を削り、同条第二項中「前項中」を「前項各号列記以外の部分中」に、「読み替える」を「、「第六十八条の十五の六第三項第三号に規定する控除対象新規雇用者給与等支給額」とあるのは「第六十八条の十五の六第三項第十一号に規定する控除対象雇用者給与等支給増加額」と、同項第一号中「が当該連結親法人」とあるのは「が当該中小連結親法人」と、同号イ中「掲げる」とあるのは「掲げる数と同号ロ(1)に掲げる数とを合計した」と、同号ロ中「連結親法人」とあるのは「中小連結親法人」と、「うち同号ロ(2)に規定する移転型新規雇用者総数に達するまでの数の合計」とあるのは「合計」と、「に掲げる数」とあるのは「及びロ(2)に掲げる数を合計した数」と、同項第二号中「連結親法人又はその各」とあるのは「中小連結親法人又はその各」と、「が当該連結親法人」とあるのは「が当該中小連結親法人」と、同号イ中「連結親法人」とあるのは「中小連結親法人」と、「個別特定新規雇用者数」とあるのは「個別特定新規雇用者数及び同号ロ(1)に規定する個別非新規基準雇用者数を合計した数」と、同号ロ中「連結親法人」とあるのは「中小連結親法人」と、「のうち同号ロ(2)に規定する移転型新規雇用者総数に達するまでの数から」とあるのは「から」と、「を控除した」とあるのは「と同号ロ(2)に規定する個別移転型非新規基準雇用者数とを合計した数を控除した」と、同項第三号中「連結親法人」とあるのは「中小連結親法人」と読み替える」に改め、同条第三項及び第四項を次のように改める。

3　法第六十八条の十五の六第三項第一号に規定する政令で定めるものは、当該連結親法人又はその連結子法人の国内雇用者（同項第八号に規定する国内雇用者をいう。以下この条において同じ。）のうち国内に所在する事業所につき作成された労働者名簿（労働基準法第百七条第一項に規定する労働者名簿をいう。第一号において同じ。）に当該国内雇用者の氏名が記載された日として財務省令で定める日（次項において「雇用開始日」という。）から一年を経過していないもの（次に掲げる者を除く。）とする。

一　当該連結親法人又はその連結子法人の国内雇用者（その国内に所在する事業所につき作成された労働者名簿に氏名が記載された者に限る。以下この項及び次項において同じ。）となる直前に当該連結親法人又はその連結子法人の役員（法第六十八条の十五の六第三項第八号に規定する役員をいう。以下この条において同じ。）又は使用人（当該連結親法人又はその連結子法人の役員と同号に規定する政令で定める特殊の関係のある者及び当該連結親法人又はその連結子法人の国外に所在する事業所の使用人に限る。）であつた者

二　当該連結親法人又はその連結子法人の国内雇用者となる直前に当該連結親法人若しくはその連結子法人との間に法人税法第二条第十二号の七の五に規定する支配関係（以下この号及び次号において「支配関係」という。）がある法人（以下この号において「支配関係法人」という。）の役員若しくは使用人（当該支配関係法人の国内雇用者（連結法人に該当しない法人にあつては、その法人の使用人のうちその法人の国内に所在する事業所に勤務する雇用者として財務省令で定める者。イ及び次項において「国内雇用者等」という。）、当該支配関係法人の役員と法第六十八条の十五の六第三項第八号に規定する政令で定める特殊の関係のある者及び当該支配